

地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について

目 次

- 1 地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について・・・ 2
- 2 西東京市と他区市町村との協定の現状について・・・・・・・・・・ 3
- 3 練馬区との協定締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

参考資料 2－① 西東京市の被保険者が市外の地域密着型通所介護事業所を利用する場合

参考資料 2－② 練馬区との協定案

参考資料 2－③ 4市と締結済み協定

1 地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について

(1) 協定の趣旨

地域密着型サービス事業所を所在区域外の住民が利用希望した場合、指定を行うために当事者区市町村間で協議を行い所在地区市町村の同意を得る必要がある。ただし、介護保険法（以下、「法」という。）の規定により当該同意が不要であると区市町村間で協定を結ぶことで、同意に係る手続きを省略することができる。区域外利用希望の多い隣接区市町村同士はこの規定を活用することで、利用者のサービス利用を円滑にし、サービス事業者の負担を軽減するとともに指定事務の効率化を図ることができる。

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）	
第七十八条の二	
4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。	
四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。	
9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。	

(2) 協定の効力

協定を締結した場合とそうでない場合、比較すると以下のような差がある。

	協定なし	協定あり
保 険 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーから利用者の情報提供を受け、保険者間で利用者に関する情報共有を行い、区域外利用に関する同意の可否を決定する ・区域外指定申請に対して指定事務を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外指定申請に対する指定事務
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーが中心となり、双方の保険者に利用の確認を行う ・予めの同意が原則となるため、利用開始日の制限を受ける ・区域外指定の申請を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地保険者へ利用についての確認と区域外指定申請 ・個別の同意手続きを省略するため利用開始までの期間が短縮される

(3) 手続きの流れ

現行の事務手続きの流れを別紙参考資料に図示する。協定を締結した場合同意に係る手続きが省略可能となる。 ⇒ 参考資料2-①参照

2 西東京市と他区市町村との協定の現状について

地域密着型通所介護が創設された平成 28 年度当時に、西東京市は隣接する以下の 4 市と協定を締結している。

保険者名	対象となるサービス種別	協定の効力発生日
武蔵野市	地域密着型通所介護	平成 28 年 4 月 1 日
小金井市	地域密着型通所介護	平成 28 年 4 月 1 日
小平市	地域密着型通所介護（療養通所介護含む）	平成 28 年 4 月 1 日
東久留米市	地域密着型通所介護	平成 28 年 4 月 1 日

3 練馬区との協定締結について

（1）平成 28 年度の協定に係る協議状況

当初、前述の 4 市と同様に練馬区とも協定を締結するため協議を進めていたが、練馬区の協定案が認知症対応型通所介護を含む内容になっており、他の 4 市と異なっていた。当市は協定の効力を地域密着型通所介護（療養通所介護含む）のみに限定し、その他の地域密着型サービスは同意手続きの中で利用の必要性を個別に判断する立場をとったため、練馬区との協定締結には至らなかった。

（2）西東京市⇄練馬区間の同意協議件数

西東京市と練馬区の間で同意に係る協議を行っている件数は以下のとおり。

西東京市→練馬区への申し入れ （西東京市被保険者が練馬区事業所を利用）		練馬区→西東京市への申し入れ （練馬区被保険者が西東京市事業所を利用）	
平成 28 年度	15 件	平成 28 年度	9 件
平成 29 年度	20 件	平成 29 年度	10 件
平成 30 年度	8 件	平成 30 年度	11 件
令和元年度(11 月末時点)	2 件	令和元年度(11 月末時点)	13 件

※対象サービスはすべて地域密着型通所介護。

※1 回に複数名の被保険者の利用について協議する場合あり。

（3）令和元年度の協定に係る協議状況

令和元年度より練馬区との協定締結に向けた協議を再開している。これまでの同意手続きの内容が地域密着型通所介護に集中していることから、今回は協定の効力を地域密着型通所介護に限定する方向で練馬区と一致している。練馬区と調整中の協定案については別紙（参考資料 2-②）のとおり。本委員会での意見を踏まえて最終的な当市の意思決定を行い、協定の締結に至った場合は令和 2 年 4 月 1 日より適用開始としたい。